

三井国産方から三井物産会社へ

安岡重明

- 一、三井国産方の創設
- 二、三井国産方の前身
- 三、三井物産会社の成立
- 四、三井物産の第一回決算

一、三井国産方の創設

『稿本三井家史料・北家第八代三井高福』二〇〇七ページには、明治七年八月三十一日、「東京坂本町四番地に国産方仮本店を開始す」とある。国産方は、東京・横浜に店舗を設け、政府の後援のもとに米・生糸・茶・海産物などの内国売買および輸出を手がけていたが、その成績はかならずしも良好ではなかったといわれている。⁽¹⁾ 本店を兜町二番地（翌八年には室町三丁目に移転）におき、三井組の分店・出張店のある全国二七ヶ所に支店を設置した。⁽²⁾

東京には糸方、島方（伊豆七島の海産物取扱い）、米穀方、

荷物方（新橋・横浜間の荷物取扱い）、輸出方などがあり、横浜には糸方・茶方などがあつた。次第に営業の範囲を拡大して海外への輸出品をも取扱い、さらに紅茶の製造、輸出などにまで手を出すようになったが、三井国産方の首脳はすべて旧式の商いには練達していても、新時代の業務を推進する力は乏しく、外商の勢力に押され、明治九年のはじめごろには、さすがの三野村もその営業の閉鎖を考えねばならない状態になつていた。⁽³⁾

明治五年三月に呉服業を分離し、銀行業に専念することを決意した三井組が、その二年後の明治七年八月に諸国物産の取扱いに手を出すにいたつた経緯には、おそらく興味ぶかい問題が含まれていると推察されるが、欠損続きの呉服業を切りはなしたものの、商取引への進出の念はやみがたかつたものと思われる。とりわけ、銀行業への道程も、明治七年五月の三井組為替バンクの発足によって第一歩をのしつた形であり、府県為替方の活躍に見あつた形の商事部門の創設を試みたものと解される。⁽⁴⁾ このときにつくられた「国産方規則」はつぎのとおりである。

国産方規則⁽⁵⁾

定

今般便利之為諸国産物并伊豆国嶋、産物取扱所相建ゆニ付
依之規則如左

第一 条

一 諸国より物品送り荷有之ゆハ、送状と引合陸揚ケ之節濡津手鼠喰目并貫目等夫、品ものニ応し相改蔵入致大切ニ預り置可申、尤荷物受取之節其品、故障有之ゆハ、其筋へ引合

上請取書ニ其次第相願し差出可申事

第二条

陸揚ケ船貨藏輸運ひ貨銀等之儀ハ荷主持之事

第三条

送り荷物入札を以売払度旨添状等有之ハ、其次第重役へ申入、証印之上、入札払いたし可申事

第四条

入札払相減いハ、其次第荷主方江至急可致通置い事

第五条

開札之上荷主差直段と大相違之節ハ払渡不申、再入札為致可申事

第六条

入札売払代金之儀ハ当地ニおひて荷主差図之方へ相渡い哉、又々国元江相送可申哉、荷主都合ニより何れとも取計可申事

第七条

送荷物売払代金当地ニおひて相渡い節ハ兼て荷主印鑑取扱所江差出置、右印形有之案内状を為証拠差図之方へ相渡し可申事

第八条

送荷物相場之次第二より売払方見合、右品を引当ニ致し金子借請度節ハ其品ニ応し利付を以相当ニ貸借可申事

第九条

引当荷物期限中焼失有之節ハ兩損之事

第拾条

一 荷物蔵入預り中大切ニハ致い得共万一濡湿気鼠喰等出い共荷主損之事

第拾壹条

一 入札之儀ハ其品書懸札看板ニ差出し其筋之商人江前日通達いたし間望之人ニハ現品見分之上封書ニいたし名前等無間違様ニ相認被差出、得ハ番号を相記し若突札之節ハ前番へ落札為致可申、尤即日開札ニ付午前十時迄ニ入札さし出し可被申事

第拾貳条

但毎会午後一時間札荷主在留ニ候ハ、立会可申事
一 入札抜口錢之儀ハ其品ニ応し手数料可相成丈精々減少いたし取扱可致い事
附リ口錢品別紙ニ相記し有之い事

第拾三条

一 落札之節は即刻式割差金、跡金五日之間皆済之上荷物相渡可申事
但万一五日之内天下落致い節ハ其度毎ニ猶差金いたし可申事

第拾五条

一 落札品引当を以金子借受度ハ、凡其品ニ応し貸渡可申事
但利足之儀ハ其時ニ応し相定可申事

第拾六条

一 諸國産物当地へ運ひ方之ため当取扱所を諸方江周旋人一切差出し不申の、万一右ニ紛數もの有之共必御とり合かたく被成間數ノ事

第拾七条

一 諸國各府県下江金銀為替御望之方ハ駿河町本店三井組にて取扱可致の事

第拾八条

一 國々ニおひて荷物為替望之方ハ其最寄り本店出張所へ向ケ申出可被成、其地店々之規則を以荷為替取扱可致の事

第拾九条

一 当地より各所へ荷為替望之方ハ本店出張所有之場所へハ荷為替掛リニ而取扱可致の事

第貳拾条

一 荷為換貸附金之儀ハ当地并各地出張所ニおひて貸附扱の節見込違之貸附損ハ貸元之損失たるへく候事

第貳拾壹条

一 諸取扱廉々、荷物請取書荷主方文通落札見留蔵入荷札物出入金銀出納都て印形之儀ハ取締重役にて是を預り其度毎調印致し可申、尤其掛々ニて印鑑ハ有之得共三井組産物扱所之印ハ重役にて取扱締可申の事

但右三井組印鑑并割印等無之分ハ御取用ニ不相成ノ事

第貳拾貳条

一 雜穀入札規則ハ別段之事

第廿三条

一 千魚生物類ハ取扱規則別段之事

第廿四条

一 産物送り荷之儀ニ付見込前貸等ハ一切扱不申の事

第廿五条

一 各地支店ニおひて為換荷物之儀ハ逐一氣船積ニ相限りの事

第廿六条

一 送り状名ハ右地支店を東京海運橋兜町并横浜ハ海岸通石庫各国産方宛ニ可送、勿論荷主名ハ送り状中へ認入可申の事

第廿七条

一 扱中不都合之廉有之ハ規則ケ条増減可致儀茂有之、其度毎報告いたし候事

第貳拾八条

一 右規則を以扱候間、各方承知之上荷物ハ差出被成候、万一荷物金銀請渡し之儀ニ付間違等有之ハ、一ケ年を不過内御掛合ニ可被及、若期限相過ハ、取用ひ不申の事
右之通規則を以取扱可致の事

東京 三井組國産方
横浜

略雛形

贈り状之事

一 何国米 何千俵 但何斗何升入

此石何百何拾石也

為換金何百円也

本月幾日何日之約定

運賃金何拾円也

右ハ当地何ノ何兵衛方ノ東京何町何ノ誰方江荷換取組何丸誰船江積入の条入着御改爲替金并運賃諸懸リ共受払相済の上荷物御渡し可被成候也

何県下

三井組出張所

東京海運橋兜町

三井組国産方

横浜海岸通石庫

三井組国産方

送状之事

一米 何百俵 但何斗何升入

此石何百石也

運賃百石ニ付何円之割

右之通積送の条俵数升目等御改之上若欠石等有之ハ、至当之弁金御受取運賃御渡し可被成候也

荷主名 印

前書之通積送の条其扱ニおひて別紙添書差直を以御取扱可被成候也

何県下

三井組出張所

東京海運橋兜町

横浜海岸通石庫

三井組国産方

国産方取扱口銭

米 壹円ニ付

但売買共受ル

米 五厘

砂糖類 五厘

和菓類 三厘

荒物類 三厘

紙蠟燭 三厘

酒酢醬油 三厘

茶 三厘

生糸絹類 三厘

木綿繰綿 三厘

鉄類金物 五厘

北海道産物 貳錢五厘

干鰯ノ粕肥物 三厘

水油魚油 三厘

油糟 三厘

炭薪 貳錢

石炭 三厘

糠類 三厘

板材木石類 三厘

麻織帆老帆 三厘

椀折敷 三厘

陶器類 三厘

右之外其品ニ応し口銭可申受ひ事

但持込荷主之適宜ニより当取扱所之手を經す売捌出来い分ハ
相当之庭手数可申受ひ事

掛人員録

取締役

拝司 永造

高瀬 英祐

北丘文兵衛

支配人

麻嶋 万平

加納新右衛門

石井 正六

要点をのべれば、諸国から送られてくる荷物を保管し、入札が望まれた場合には入札にかける。それまでの運賃・保管料は荷主の負担であり、保管中の湿気・鼠喰いなどによる損失も荷主の負担である。開札の結果が荷主のつけた値段と大差ある場合には再入札を行なう。相場の都合によって、売払らわれなかつた品物を引当てにして金子を貸す場合もあるが、預り中の損失は、国産方と荷主の両損である（第一〜十条）。

第十一条以下第十五条までは、入札の手続き、代金の支払いなどについて規定している。

第二十四条までは、産物送り荷の見込みでもって前貸することを禁じている。第二十五条では、各地支店においては、為換荷物は一切汽船積みにするように、と命じている。安全のため

であろうか。雑穀・干魚・生物類の取扱規則は別に定める、と
いつている。

「国産方取扱口銭」では各種商品ごとの口銭率が定められている。「但売買共受ル」とある但しは、米についてはだけではなく、米以下すべての商品についてのことであろう。北海道産物の一円につき二銭五厘を最高とし、炭薪が二銭、石炭・糠類・板材木石類が一銭五厘、和薬・酒・酢・醬油・干鰯・粕類・肥物・水油・魚油・油糟・麻織帆・腕折敷・陶器類が一銭、米・雑穀・荒物・茶・鉄類金物が五厘、砂糖類・紙・蠟燭・生糸・絹類・木綿・線綿が三厘となっている。「売買共受ル」だから、国産方の口銭は右の倍額になるが、それでも危険負担を一切しないだけに口銭率は低いようである。国産方の取引方法は、まったく委託販売であり、国産方がいわゆる、コミッション・エージェンシーであつたことがわかる。

『自叙益田孝翁伝』のなかで、益田孝は、三井物産会社の方針が、投機を排し、手数料を受けとるコミッション・エージェンシーであつて、それを主唱したのが彼自身であつたとくに語っているが、三井物産会社の前身であつた三井国産方が、コミッション・エージェンシーであつたことに注意しなければならぬ。

なお、この国産方規則は、少し文章を簡単ににして、大蔵省、東京府知事大久保一翁、勸業寮、神奈川県令中嶋信行、税関に届けられた。その内容はほとんどまったく、さきの国産方規則と同じであるが、ちょっと注目をひくのは、第二十条の「一荷為

換貸附見込違之儀ハ其貸元之可為損失事」ぐらいである。

- 注(1) 柴垣和夫『日本金融資本分析』五三ページ
 (2) 加藤幸三郎「政商資本の形成」(摺西光速編『日本經濟史大系』5、近代上、一四七ページ)
 (3) 第一物産株式会社編『三井物産会社小史』(昭和二六年)一七ページ
 (4) 政府のすすめによつて商業にのりだしたという説もある。『自敘益田孝翁伝』一七一ページ
 (5) 財団法人三井文庫所蔵文書
 (6) 『自敘益田孝翁伝』一七一—二ページ

一、三井国産方の前身

三井組国産方は明治七年八月に設けられたことになっているが、その前身は、地租改正・地租金納に伴つて重要となつた府県為(替方)であると思われる。府県方が、各県下の租税金を収納してこれを預り、官員の給与その他の支払をおこない、また上納を命ぜられたさいに租税寮あての為替手形を振り出して東京の本店から代り金を納める役目をもつていたことはよく知られている。そしてそのほか、貢租米引当ての金融、さらには米穀売買そのものにも手を染めたのである。

稿本『三井物産株式会社沿革史』には、つぎのような記述があり、加藤俊彦氏は、ここでいう荷為替手形の業務というのは荷為替手形の割引ではなく、米穀売買をふくんでいるようである、といつておられる。⁽¹⁾

「銀行建設ノ過程ニアル三井組ノ事業ハ三野村ノ理想通りニ万難ヲ排シテ着々進捗シ、租税貢納(米価ヲ金納ニ改メタル)ノ為替及ヒ荷為替取扱ノタメニ全国的ニ店舗網ヲ擴張スルニ至ツタ」⁽²⁾「三井組ハ明治七年……支店及ヒ出店ヲ三府七十二県ノ内先ツ二十七箇所ニ新ニ配置シテ前年六月地租米納カ金納ト改メラレタルニ乗ジ、ソノ為換取扱並ニ売払米ノ輸送等ノ新事業ヲ営ムタメニ全国的ニ店舗ヲ張り三井家ノ事業態勢ヲ一新シタ」また明治九年二月には、「各地ノ廻漕米ヲ買ヒ集メル為メニ政府ヨリ資金五十万円(五朱利付)ノ貸附ヲ受ケテ資金ヲ潤沢ニ⁽²⁾したことがあり、国産方規則にあるような委託販売だけに従事していたのではなかつたようである。

三井国産方の前史を知るため、明治六年四月に作製された「府県出張店条令」(仮称)を掲げてみよう。前文にこれら府県出張店は「今之を設立する」とあるから、出張店はこのときに設けられたことが知られる。

府県出張店ハ都て東京元方
 之指揮を受、其御庁之諸出
 納を取扱もの也、今之を設
 立するニ付、大元方ニ於て
 制定したる条々左之如し⁽³⁾

第一条

御用金銀出納ハ大切ニ可取扱ハ勿論、日々其出納を明瞭ニ簿記し、且正算いたし置可申事

第二條

御用金銀出納ハ都て甲乙帳を以て其都度々々其掛御役員之小印を請置可申事

第三條

御預金之儀ハ出張店へ積置いて自然不都合之儀出来いてハ不成儀ニ付、大凡御庁御入額之計算を願、残余遊金之分ハ不殘東京元締互相廻度旨を願立、其処置ニ取斗可申、尤も御庁非常御入用之節ハ早速元締之差立御用差支無之様取斗可申事

第四條

為換手形殊ニ預金手形等都て名代人扱人両印を以て取扱可申、決て屯人之印にて取扱申間敷事

第五條

各地為替取組の節ハ其先地江急便を以て其由報告いたし置可申事

第六條

金銀運搬之節ハ其持人を先にし後へ附添ひ無油斷守護往返可致事〔カ〕

第七條

出張店ニ於て仮令如何様之引当もの有之れとも決て貸附金ハ不相成事

但し慥なる為替殊ニ荷為替等ハ篤と検査之上取扱可申、尤も

蒸氣船積荷物ニ相限可申決て日本船積荷物ハ引受申間布事

第八條

出張店ニ於てハたとひ些少之事たりとも決て商法筋ハ一切不相成事

第九條

出張店ニ於てハ如何様之人にても証文にて金銀貸渡の儀ハ不成、又入魂依怙之処置等堅いたす間布、事

第十條

出張店ニ於て職工作業之功を興し或ハ其株主と相成の儀ハ不相成事

第十一條

出張先見廻之者ハ時々無怠、夫々見廻り、出役之者之勤惰を監督し不取締無之様注意可致事

第十二條

重大緊要之事故ハ都て東京元締へ相詢り差図を得て取扱可申事

第十三條

一六之日を出便日と定、金銀出入有金高殊ニ諸相庭等計表を以、東京元締へ報告いたすへき事

第十四條

出張店ニ於て年兩度勘定之節互ニ為替取調計算表を以て通告可致事

第十五條

御役員方之御用外之儀ニ付如何様之相談有之れとも金銀ハ固より何事寄らす承印を押し儀ハ堅く不相成事〔カ〕

第十六條

出張店日々之賄其他諸雜費ハ其店多少之益金も有之、且御庁之

御手当金御下渡のニ付其内にて相賄可申、猶不足之分ハ東京元縮ル相渡可申事

第十七条

出張名代目代等月給ハ東京大元方ル相渡可申、日勤方以下出役先にて召抱の手代等月給ハ出張店ル相渡可申事

第十八条

諸往返旅費ハ其規則ニ照し出張店ル相渡可申事

第十九条

出張之者ハ諸事都て篤実鄭重ニ取扱、決て高慢浮薄之処置有之間布、且衣服身廻等華美ニすぎ様無之様可致し事

第二十条

出張店ニ於て酒宴遊興等相催儀ハ決て不相成し事

第二十一条

出張所ル各地出張所江出向の節兼て相渡置の其張印持參致可申事

右之件之確定候条一同確守従事可致もの也

明治六年

癸酉四月

大元方

東京
大元方
役場

第七条の貸金の禁止は国産方規則の第二四条、第七条但し書きの蒸気船荷物のみ荷為替なすことは、同規則第二五条にあたる。第八条の出張店における商業の禁止は、同規則に相当する条はないが、同規則は委託販売のみを定めているのだから、仕込み取引、投機に類することは禁ぜられていたものと解しても

よい。この条々の第三条・第五条に定められている預り金の東京送付や為替取組みの方法が、ただちに三井国産方の仕法とつながることはあきらからである。

こうみてくると、府県方と三井国産方の内的連関は密接なものであり、さらに、三井国産方と三井物産会社の取引方法の類似性をみると、府県方→三井国産方→三井物産という、かなり直線的な商事部門の展開がよみとれるのである。もちろん、府県方が三井銀行へと転化していくもう一つのコースがあったことはいうまでもない。ただし、府県方は公金あらずかりを主業務とするものであったから、金融機関の性格が強く、三井銀行と三井物産とは、同時に別個に設立されたものであって、三井物産は商事会社そのものであったから、金融機関の性格はいちおう失っている点に相違があることを認めねばならない。

注(1・2) 加藤俊彦「地租金納化と米穀の商品化についての

覚書」(宇野弘藏編『地租改正の研究』下巻、一七〇—一七一ページ)より引用

(3) 三井文庫所蔵文書

三、三井物産会社の成立

三井物産会社は、三井国産方に井上馨や益田孝の主掌した先収会社を合併させ、三井大元方から離れた単独の企業として創立されたと理解されているが、佐々木誠治氏は、三井物産が直接的に継承した組織として、六つの営業をあげている。⁽¹⁾

島方会社島方（幕府より継承）

越後屋横浜売込店 其内糸方

三井御用所 其内国産取扱掛

三井組国産方（売込店整理関係）

三井組内荷物方（鉄道関係）

先収会社（外国貿易）

しかし、六つの組織全部については不明としても、先収会社に關しては、その事業を直接継承したと表現するには、後述のように問題があるようだ。

また「男爵益田孝伝」に記されている三井物産会社創立当初の機構はつきのとおりである。

一、本店 元方

売込方—島方、米方、糸方、荷物方

勘定方

出納方

用度方

倉庫方

一、支店

横浜支店

大阪支店

長崎支店

一、役名

社主

総轄

副総轄

一、職員—番頭、手代、書記、出納、勘定方、勘定方助役

童仕、下男

このうち、元方、島方、米方、糸方、荷物方などは、三井物産方の営業部門別けと全く同じであることに注目したい。

もつとも、国産方の営業は、三井物産会社の創立された明治九年七月一日に後者に引継がれたのではなく、三井物産方の三井物産への吸収は、同年十一月十五日であつて、それまでは、

三井物産方は三井物産と併存していたのである。⁽³⁾

三井物産会社の企業形態は、三井武之助、三井養之助二名の組合による無限責任私立会社⁽⁴⁾ Ⅱ私盟会社であつた。組合約条はつきのとおりである。

組合約条⁽⁴⁾

明治九年七月一日ヨリ左ノ二名組合ヲ結ビ、商会社ヲ創立シ、
 広ク皇国物産ノ有余ヲ海外江輸出シ、内地需用ノ物貨ヲ輸入シ
 普ク宇内万邦ト交通セン事ヲ欲シ、左ノ条歎ク約定セリ、

第一条 此会社ハ、私立会社ニシテ、其責制限アルニ非ラス、故ニ若シ会社ニ損失アレハ、社中各員ノ身代ヲ尽シ以テ償却ナサスルヲ得サルモノトス、

第二条 社中結盟ノ人員ハ

三井武之助 同養之助

第三条 此商会ノ社号ハ、三井物産会社トナシ、本店ヲ東京ニ置ヘシ、商業ノ都合ニ寄而各処ニ支店ヲ開クコトアルヘシ、

第四条 組合結約ノ期限ハ、明治九年七月ヨリ同十四年六

月迄五ヶ年間トス、尤満期ニ至リ尚延期ヲ望ムトキハ、社中協議ノ上更ニ約定ヲ取結ブヘシ、

第五條 損益分配ハ此会社ノ純益(純益トハ商売上ノ損失入費ヲ引去リタル残余金ヲ云フ)、又ハ損失ハ左ノ割合ヲ以テ各名ヘ割付ケベシ、

但シ、此割合ハ未タ確定セス、追而取究メノ上ハ官ヘモ御届可_レ致候事、

第六條 会社ノ商務ハ、能ク其任ニ堪タルモノヲ撰シ取扱ヲ担当ナサシムベシ、其者ノ権限等ハ追而雇入ノ時約定ヲ以定ムベシ、

第七條 会社ノ名号ヲ以スルトモ、自己一名タリトモ、社中ノ承諾無キニ他人ノ負債ヲ保証ナシ、或ハ金銀貸借等ヲナス事一切嚴禁タリ、

但シ、万一此約ヲ破リテ、右等ノ処行ヲナスモノアリトモ、会社ノ名号ヲ以結約セサル分ハ、都而其者一人ノ責ニシテ会社ニ於テ一切引受ケザル事、

第八條 此会社ニ於て而營マント欲スル商事ハ、専ラ他人ヨリ依頼ヲ受ケ、物産ヲ売捌キ或ハ買収シテ手数料ヲ得ル間屋、即チ欧州謂フ所エシエント商売ナリ、然レトモ能ク四方ノ相場ニ通知シテ、タトヘハ申乙ノ両地ニ於て而物価ノ高低アリテ、其間必ラス利得ヲ生スヘキ確實ノ目算アル商売ヲナス事妨ケナシトス、尤空相場見込商、及他人ノ為メニ危険ノ損害ヲ受合フ等一切ナスベカラズ、

第九條 他人ヨリ物品ノ売買等依頼ヲ受ルトモ此会社ニ

負担スル責メ及取扱ノ手続ハ依頼者ノ望ミヲ聞、其時ノ都合ニ從ヒ約定スヘシ、就中会社ヘ授与スル権限等ハ、他日異論之生セサル様明瞭ニナシ置クヘシ、

第十條 別ニ規則ヲ製シテ、社員ノ心得方ヲ確定スヘシト雖モ、組合中ハ都而節儉ヲ守リ、奢侈ノ行ヒ等不相成ニ且組合中社業之外ハ、一切自己ノ商売ヲナスコリ嚴禁タリ、

第十一條 結約ノ期満ルカ、或ハ其前タリモ不_レ得止ニシテ閉社ナストキハ、先ツ会社ニ屬スル負債ヲ償却シ、殘金ヲ以損益分配ノ割合ニ照シ、社中各名江分賦スヘシ、

第十二條 組合中不幸ニシテ死去ナスモノアルトキハ、其相続人ヲシテ期限内依然損益ヲ共ニスルヲ許スカ、或ハ除名ナスカ、会社ト当人、或ハ其代理ト協議ノ上取極ムヘシ、尤其名跡人或ハ代理エハ速ニ諸勘定ヲ調査ナサシムヘシ、

但シ、期限内損益ヲ共ニスルコトヲ許ストモ、会社ノ事務ニ關係ナサシムルト否トハ会社ニ於て而決定スル權ヲ有ス

第十三條 事故アリテ会社ヲ除名ナスモノアルトキハ、其時迄ノ惣勘定ヲナシ、明瞭ニ損益勘定ヲ立、其者引受ケケ分ハ、損益トモ割合ニ応シテ速ニ決算スベシ、

第十四條 此ニ結約ヲナス兩人ノ外ニ、尚此結盟ニ組合度望ムモノアリ而兩人共ニ之ヲ承諾スルトキハ、社中エ加入セシムルコトアルベシ、尤必ス官ヘ其姓名ヲ御届致スベ

シ、

第十五条 万一中ニ争論ヲ生セシトキハ、双方ヨリ名望アルモノ尅人或ハ双方ヨリ尅人ツ、合セテ兩人ヲ撰ミ、条理至当ノ中装ヲ仰クベシ、双方共比中装ヲ違背スルヲ許サス、

第十六条 各員此結社前ノ負債ハ勿論、諸訴訟等都而此会社ニ於て引受サル事、

第十七条 社中名信義ヲ重シ正直ヲ旨トシ、勉励シテ専ラ江湖ノ信用ヲ得、商業ヲシテ隆盛ニ至ラシメン事ヲ心掛クヘシ、

右条々約定シ、証人ノ目前ニ於て各署名鈐印セリ、

明治九年七月

第壹大区十五小区

阪本町四番地寄留

京都府下平民

三井養之助 印

第六大区小区

深川区西大工町八番地寄留

京都府下平民

三井武之助 印

まず、第一条で無限責任を規定している。組合結約の期間は五カ年(第四条)、損益配分の割付けの率は未確定としている(第五条)。後掲資料によると両社主には月額二五円の定額費を支給するだけで、純益金は積立てられたようである。三井大元方と

両社主の間に、三井物産会社の純益金は三井大元方のものであって、両社主のものではないという約定があるからである。(5) 約定のもつとも重要な二カ条をかかげておこう。

管守スル純益金(純益金トハ商売上ノ損失及家長ノ定額金)及
地所其他ノ所有物ハ、悉ク皆我一族ノ所有ナル故ニ、家長
〔注、武之助・養之助〕タル者之ヲ護守スルモノニシテ、自己
ノ私有ニ非ラス、故ニ私有スルコトヲ許サス、尤我一族中ニ
テ自己一名ニシテ借用スルカ、或ハ金銭貸借ノコト嚴禁ニス
(第九条)。万一該会社〔注、三井物産会社〕ニ於テ、非常ノ
天災及ヒ其他事故ニ依リ大損耗ヲ醸成シ、夫タ為メ鎖店ニ就
テノ諸雜費等ハ都テ我一族ニハ関セサルヘシ(第十一条)。

従つて、純益金の分配率は、「追て取究メノ上ハ官ヘモ御届可致候事」といつてはいるが、そもそも両社主間における純益の分配率など存在しえない性質のものであった。

第七条では、相手の社中の承諾なしに他人の負債の保証をしたり、金銭貸借はできないと定めている。第八条では、この会社はエイジエント商売を行なうが、価格差を利用した取引もさまたげない、としている。第十条では、組合中は、一切自分の商売をしていけないとしている。無限責任の組合であるから、第七条とともに、相手の社中から被害をうけないための約定である。この会社は、だいたい合名会社の形態をとっているとして差支えなからう。

実際の経営者は総執益田孝であった。副総執には木村正幹が

なつた。

益田が物産会社をひきうける話は、九年五月一日井上馨邸で三野村・井上・益田が会合協議して決定されたといわれる。そのときの取りきめは、益田の手記によればつぎのとおりであつた。⁽⁷⁾

- 一、三井武之助及び三井養之助が組合ひ商業をなすために一会社を起すこと。この会社は各方面からの依頼を受けて内外商品の売買をなす事を目的とする。然し儲る事が確實で右左に売買出来る場合には、見込商売をやつてもよい。
- 一、この会社の称号を三井物産会社とする事。
- 一、右二名の社員は益田を約定を以て雇ひ入れ、会社の総轄として商売を担当せしめる。
- 一、従来の三井組は改称して三井銀行となり、銀行業を営む故、爾今同行に於ては他の商売をなさず、従来取扱つて来た商売の中、益田が引受を望むものは之を引渡し、引受を希望せぬものに対しては強ひて之を引継がざる事。尚は銀行に於て流質物を処分する場合は必ず新会社へ委託し、又諸国から新会社への委託荷は各地の三井銀行出張店が物産会社の「エージェント」として之が取扱をなす事。
- 一、三井組総轄たる三野村は、表向は新会社には関係はないが、右兩名の社員の代理者と見做して、商売上の事は勿論其他一切に亘つて、必ず同人と協議をなすべき事。
- 一、益田を新会社の総轄とするに付、大体左の通権限を付与する事。

使用人の黜陟、一般商務其他諸計算、金銀出納の監督は益田に一任し、新規契約及び新に着手せんとする商売は先づ必づ三野村に協議し、同人の同意なければ之を行ふ事を得ず、又右二名の社員或は三野村より自身の見込で新会社に命じて為さしめんとする商売があつても、益田の同意せざる場合は之を抑制し行はしむることが出来ない。

- 一、三野村と益田とは能く親和し、現に存する三井家の信用を失はざる様協力して、専ら商売の隆盛に努力する事。若し各の所為に就て意を得ざるこある時は、直接其の意を聞き、決して其間猜疑を懐くべからず、万一熟知せず、双方不平を去ること能はざる場合には、直ちに井上又は同人代理者に決裁を仰ぐべし。
- 一、この会社は別に資本金を要するにあらざれば、時に臨み入用の節は別に預け合ひの方法を設け三井銀行より借入る事。利子其他約定の振合は総べて第一国立銀行の定規に準ずる事。
- 一、外国に於て取扱ふ売買は最も肝要のことにして、適任者を選ばねばならぬ。この事は総べて益田に委任する事。
- 一、益田の雇入約定は三箇年とす。期限満了後双方の合意により延長を妨げない。然し病氣又はどうしても和合出来ない場合はこの限りにあらず。

この取りきめは、益田の手記によるものであつて、前掲の組約条の一部および『自叙益田孝翁伝』の敘述と大体一致して

いる。益田は使用人ではあつたが、きわめて強い立場を契約上確保していたようである。

注(1)(2)(6)佐々木誠治「三井物産会社の生成事情—先収会社とのつながりを中心として—」(『国民経済雑誌』一〇三巻六号、昭和三十六年)。この論文は岡田組・先収会社と三井物産の関係をみるのに重要な論文であるが、最近の研究はこの論文に言及してはいない。

(3) 加藤幸三郎、前掲論文、一五〇ページ

(4) 『高福史料』二二—二四ページ

(5) 安岡重明「日本における財閥の原型—鴻池・三井を素材とした試論」(同志社大学人文科学研究所編『社会科学』第一巻三・四号)一—二八—一三五ページ

(7) 佐々木誠治・前掲論文より引用

四、三井物産の第一回決算

こうして発足した三井物産会社は、順調に発展してわが国第一の商社となり、物産それ自身が巨大な持株会社に成長していく。ここでは第一期(明治九年七月一日から同年末までの半年間)の営業報告と勘定報告書を紹介しておきたい。営業の概況と利益金の分配を計算した「三井物産第一回年度営業及勘定報告」をかける。

三井物産会社第一回年度営業及勘定報告

当会社ハ去明治九年七月一日ヨリテ開業シ、経営ノ日尚ホ浅ク商務未タ全ク整頓セサリシヲ以テ、当第一回報告ヲ為スニ当テ

充分ノ成果ヲ得サリシハ頗ル遺憾ニ耐ヘスト雖トモ、亦已を得サルノ次第ナリ、然レトモ漸次的任ノ人員数名ヲ得テ、而シテ一同ノ勤勉ト本社ノ声聞トニ因テ、諸官省使庁ヲ始メ内外ノ信任ヲ得テ逐次規模ヲ拡張シ、社員ヲ各地ニ配置スルノ域ニ進メリ、此勢ヲ以テ徐々着実ニ経営セハ将来必ス盛大ニ赴カン事期シテ待ツヘキナリ、其時ニ至リテハ亦充分ノ成果ヲ報告スル事ヲ得ン、之レ諸君ト共ニ冀望スル所ナリ、茲ニ該年度営業ノ要領ヲ概陳シ社中ノ諸君ニ報告ス

第一 会計ノ事

当面ハ本社開業ノ日、即チ明治九年七月一日ヨリ同年十二月卅一日ニ至ル半季ノ精算勘定ヲ為スモノトス

第二 本社監督役ノ事

十一月本社監督役ヲ三野村利左衛門ハ依頼セリ

第三 長崎支店ノ事

此地支店ハ鉱山局所轄ノ三池石炭売捌ノ委任ヲ蒙リシニ因テ、上海ト交通ノ道ヲ開カン為メ九年八月俵リニ一小店ヲ賃借シテ此ニ於テ専ラ石炭売捌及輸出来取扱等ノ事ヲ担任セシメ、其人員ハ支店長一人・手代三人・小童三人トス、此支店ヨリ三池へ出張人ヲ置キ、同所ニ於テ直チニ売捌ク所ノ石炭ノ取扱ヲ為サシム、此人員ヨリ二人トス、該支店タルヤ創立ヨリ上海石炭送り荷、輸出来及九州買入米受ケ渡シ等ノ事ヲ為取扱タル故、事務一時ニ輻輳シ、其繁劇ナリシハ筆紙ニ形容シ難キ程ニテ、昨年半季ノ計算ハ漸ク当春ニ至リ更ニ勘定方ヲ本社ヨリ送リテ従事セシムル程ニテ、此回ノ勘定ニ算入スルヲ得ス、因テ該支店昨年

半季ノ分ハ本年へ持越シテ精算ヲナサシムル事ニ決セリ

第四 陸軍省第五局被服絨御用ノ事

被服絨買入ノ御用ハ旧先収会社ヨリ本社へ引受ケタル商事ニシテ、既ニ当年モ相応ノ利益アリ、尚ホ本年暮ニ至リテ数万円ノ御用ヲ引受ケ欧州へ注文セリ、然レトモ其取扱ハ本年ニ涉ルヲ以テ其勘定モ亦当半季ニ加算セス

第五 米商売ノ事

三池ノ石炭売捌等ノ為メ長崎へ支店ヲ設置セシニ因テ、九州地方ノ米商売ニ大ナル便利ヲ得、筑後若津ニ宍人、肥後小島ニ一人ノ社員ヲ派出シ、其地々ニ於テ最モ信用アル間屋ヲ使用シ買入ノ事ヲ取扱ハシメ、既ニ大藏省御買上米五万石ノ買入ハ障礙ナク御用ヲ結了セリ

其他当年收穫ノ豊饒ナルヲ以テ諸県下ニ於テ貢米ヲ取組マン為メ、三井銀行ヨリ為換金ノ取扱ヲ引請ケ、秋田・三重・宮城・熊本・長崎ノ諸県下へ社員ヲ派遣シ、又下ノ関ニ於テモ米買入ノ事アルヲ以テ当年十二月ヨリ同所へモ亦一員ヲ派遣セリ

第六 国産方商業譲受ノ事

十二月中三井組大元方ト示談結約シ、東京及ヒ横浜ノ国産方商業ヲ一切当社へ譲リ受ケタリ、此ニ於テ伊豆諸島ノ産物売捌及鐵道荷物取扱ノ事ヲモ引統キ本社ニ於テ營業ス

横浜国産方ノ商業ヲ譲受ケシニ因リ、同地ニ支店ヲ開キ、生糸・茶・石炭・其外ノ売込ヲ為サシム

第七 中外物価新報ノ事

中外ノ物価及ヒ商売ノ景況ヲ報スルノ新聞紙ナク、商売上大ニ

不便利ナルヲ以テ、勸商局ノ依托ヲ蒙リ、日報社ト商議シ損益組合ニテ別段ノ保護ヲ願請シ、同局ノ允裁ヲ得シニ因リ、社中へ一局ヲ設ケ内国各地ノ相場景況ヨリ海外ノ物価商況ヲ編輯シ毎土曜日印刷刊行ノ定規トシ、当年十二月第一土曜日ヨリ一種ノ新聞紙ヲ発兌セリ

第八 慰勞金分賦ノ事

社則ニ因リ第一回年度ノ純益金ノ一割ヲ社員一同へ慰勞トシテ分賦ス、其金額人員ハ左ノ通

社員利益分賦

一金七百九拾貳円拾九錢壹厘

但全益高七千九百貳拾壹円九拾壹錢貳厘之拾分之壹

内

百五拾円

羽太 紀克

九拾円

坪内 安久

百円

馬越 恭平

百円

古谷 竜藏

六拾円

金子 爾一

三拾円

増田 幸七

四拾円

木田幾三郎

五拾円

伊東 彦七

三拾五円

長尾 一

三拾五円

岩鼻 敏

拾五円

中野 平藏

拾五円

上田安三郎

拾貳円

水谷 伝七

拾五円

三河 孝助

五円

田中 房吉

五円

井上音三郎

三円五拾錢

田中 熊吉

七円

高山 忠歳

三円七拾五錢

山口 林蔵

拾六円貳拾五錢

右明治九年七月ヨリ十二月迄分之益之内ヨリ□□致候
明治十年第六月 三井物産會社 木村 正幹

長崎支店雇

竹田 康次

遠藤彦太郎

片山 彦三

伊東安次郎

右四人ニ配当方ハ同支店長江委任ス

四円六拾一錢壹厘

金三百円

金七百九拾貳円拾九錢壹厘

金千百八拾八円貳拾八錢六厘

社員一同江慰勞金遣之
益田孝・木村正幹江別
紙小訳ノ通遺之
社中兩人費用貸之分取
消ス

右者明治九年七月ヨリ十二月迄当社全益之内社員分賦方規則に

照準シ尚實際斟酌前書之通取極メ仕払ル也

明治十年第六月

三井物産會社

記

一金七百九拾貳円拾九錢壹厘

但全益金高七千九百貳拾壹円九拾壹錢貳厘之拾分之壹

右

益田 孝

差引

締金貳千貳百八拾円四拾七錢七厘

金五千六百四拾壹円四拾三錢五厘

右者明治九年益金トシテ当社江
備へ置ク

明治十年七月

三井物産會社

惣結 益田 孝 回

一金三百九拾六円〇九錢五厘

但同断百分之五

三井武之助殿
三井養之助殿

同 副 木村 正幹 團

一、二氣づいた点をとりあげると、三池石炭の販売と輸出来取扱いの長崎支店が非常な活躍をしていること、陸軍省被服御用を先収会社から引つぎ相当の利益が見込まれること、三井銀行より貢米の為換金の取扱いを引受け各地で活躍していることなどである。この文書では、国産方の商業一切を物産会社に譲りうけたのは九年十二月となっている。慰労金金賦で注目すべきは、純益の二割五分を使用人に分配していることである。総轄益田孝は月給二〇〇円、賞与金は利益金の一割、副総轄の木村正幹のそれはそれぞれ一〇〇円と五分であった。⁽²⁾他の使用人には、利益金の一割が分割・配当されている。店員・重役にその店の利益金の二割を与える仕法をとつたのは、明治三年六月の改革以来であり、のちに二割のうち一割は店の重役に、一割はそれ以下の奉公人に、と定められた。⁽³⁾三井物産会社でも、この線がほぼ踏襲されているが、副総轄の配当金五分だけが余分になった形になっている。なお、『三井物産会社小史』には、同社の毎期の利益金表が掲げられており、明治九年度は八、〇〇〇円となっている。これはこの季の純益金高七、九二一円九一銭二厘の一、〇〇〇円未満を四捨五入したもので、使用人に対する配当金高はさし引かれていない。

つぎに、同期末の決算書の「明治九年第十二月卅一日物勘定巨細書」⁽⁴⁾を検討してみよう。これは貸借対照表の形をとつてい

るが、その中に損益計算書も含まれたものである。

出金之部

正金勘定 一、七五・九〇

円

第十二月卅一日請払金差引残高正金ニテ有高

不動産勘定 二、七六・五九

東京銀座四丁目拾六番地建家代金

四〇〇・

東京築地壹丁目三番地西洋造り建家代金

二五・

東京芝口壹丁目式番地建家代金

三、五〇・三五

東京木挽町九丁目式拾四番地ノ石庫代金

四、〇六・〇

東京兜町六番地建家代並修繕費トモ

三七・

東京越前堀島方家作代金

七元・八元

横浜石川口四丁目四拾貳番地建家代

縮 二、一〇七・三三

家具勘定

一、五五・六

先収会社ヨリ引請タル家具代金

五七・〇八

国産方ヨリ引請タル家具代金

七・三六

第七月ヨリ第十二月マテ買入タル家具代金

縮 二、三〇・六四

未決算勘定

三〇・

十二月七日飯島松五郎静岡行キ旅費トシテ渡置、但追テ精算ノ上勘定立

三〇・

同十九日、杉山佐七茨城出張ニ付旅費トシテ渡シ置ク、但シ追テ精算ノ上勘定ニ立ル

一五・

同遠藤大三郎千葉出張ニ付旅費トシ

〔注〕金額のみ千百拾等をかきかえ、た。ゴチックは筆者による。〕

円

テ渡シ置、但シ右同断

・六六

輸出方へ立換電信料

・七

同廿二日、橋瓜清九郎千葉出張ニ付旅費トシテ渡シ置、但シ右同断

四・三五

長崎支店へ立換帳面ノ代金、但シ仮リニ此座へ置ク

一五

同廿六日、増田新八山梨県出張ニ付旅費トシテ渡シ置、但シ右同断

五・三〇六

同支店へ立換三池石炭用ニ付第七月ヨリ第十二月迄電信料其他但シ右同断

五〇

同、宮本新右エ門千葉出張ニ付旅費トシテ渡置、但右同断

縮 六〇・八三三

縮 一三・一

同廿日、馬関限月米敷金ノ為メ同所三井銀行へ電信為換ニテ送ル

三井養之助勘定 一五〇

第七月ヨリ第十二月マテ定額費、但シ一ヶ月式拾五円ノ割

限月米敷金勘定

一、一〇〇

同廿五日、東京米商会所一月限六百三拾枚并二月限り百枚買附敷金トシテ米又へ渡

三井武之助勘定 一五〇
公債証書 四、二八八
買入勘定

秩録公債証書面高四、九二五円買入代金、但シ七八年発行

縮 四八五・〇

米買入ノ為メ十二月卅一日迄古谷竜三へ渡シ金ノ内ヨリ第式買入米貳万石ノ為メ仕払残金手元ニテ有高

諸買入勘定 三、一〇六・二二

長崎ヨリ廻リタル茶貳万八千五百九拾九斤貳分三厘七毛五買入代金并諸懸リ共三、六三〇円貳錢三厘内ヨリ売茶四拾四本代金引去リ残り代金

九州米手附金勘定

一八、七三三・〇三六

第七月ヨリ第十二月卅一日迄出入差引残高即チ同人へ貸金ナリ

四三・五二四

國產方ヨリ引受タル薬瓶代金二六〇円一七錢四厘ノ内ヨリ売上代金二一七円六六錢ヲ引去リ残り

益田孝勘定

三〇・三三一

第七月ヨリ第十二月卅一日迄差引残高即チ同人へ貸金

五、五〇〇

生糸買入ノ為メ内金トシテ磯清五郎へ渡シタリ高

長崎支店勘定

四、八〇一・九三三

第式号紺絨三号紺絨約定ノ節請書へ粘用印紙稅七拾六円貳拾貳錢買入代金但シ老割引ク

一、〇五五・〇九五

肥後煙草貳百丸此和斤老万式千六百九拾五斤式分五厘代金并ニ諸懸リ共

陸軍省諸懸り勘定

六六・六〇

米商会所仲買身元貳口分トシテ預ケ置ク但シ伊東井ニ増田両人名前

四三・七六四

毛ベリ百〇四碼式分代金但シ大坂豊田ヨリ依頼ニテ買入ル

正拠金勘定

一〇〇

京都府依頼革代金を換ニテ送り金ノ節為換手教科立換

二六・二五

同品五包代金但シ右同断

立換諸懸り勘定

・三三

人參会社へ諸雜費并印紙共立換

八・三九五

黒四ツ目鉛六拾式箱代金

・二二

黒四ツ目鉛六拾式箱代金

二

黒ビジョー拾箱代金

資 料 (安岡)

縮	1,010,000	黒ホルク式万代金百組六錢三厘ノ割	900・	丹羽正庸へ品川硝子塲建家引当ニテ
内	5,396・55	見本重丹巻ヤール代金	73,011	貸金銭但シ同断
	9,375	紺絨式ヤール半代金		見原源次郎へ茶引当トシテ貸金但シ
	1,701	浅黄絨四ヤール半代金但シ陸軍省納メノ為メ買入	2,930,000	右同断
縮	1,010,000	上海ニテ買入米袋式万七千四百袋代	3,211,111	齊藤吉助へ米沢反物引当トシテ貸金但シ同断
差引残	4,635,993	金トシテ三井銀行ヨリ請取ル		山一組村井三四之助へ銑鉄引当トシテ貸金旧國産方ヨリ引請タル高三、八一五円八九錢五厘ノ内ヨリ物産会社ニテ取立金二〇四円七八錢四厘引出残
秋田米勘定	100・	十一月十八日鈴木董秋田出張ニ付旅費引当トシテ渡ス	100・	須田善助へ貸金但シ旧國産方ヨリ引請タル高
	100・	十二月廿二日同人十一月并十二月分月給トシテ渡ス	50・	五味幸三郎へ寒天引当貸金但シ同断
	5,745	同卅一日第十二月中秋田米用ニ付郵便電信料	50・	川辺徳次郎へ貸金但シ同断
縮	355,745	十一月十八日、新井庄兵衛宮城へ出張旅費トシテ渡ス	3,560・	村井三四之助へ貸金但シ同断
仙台米勘定	150・	同日、福永文七宮城へ出張ニ付旅費トシテ渡ス	3,315	竹中邦香へ株会取引会社入費立換金
	50・	十二月三十一日、第十二月中仙台米用ニ付電信料トシテ払高	87,755	輸出方へ立換金積込取扱入費但シ同断
拾四番勘定	1,430,011	当社ト拾四番ト差引金則チ同館へ貸越高	1,524,744	旧國産方社員へ立換金但シ同断
旧國産方勘定	80・	岩城長兵衛外三人南東楊抵当ニシテ貸金残但國産方ヨリ引請タル高	353,444	山田店へ貸金大麻配達入費但シ同断
	50・	大曾根市兵衛へ貸金但シ同断	25,031	稻生鐸男へ八丈嶋及反物代金貸ス、但シ同断
			2,248,844	第十二月卅一日荷物方ト差引金貸越高
			5,293	旧國産方ニテ近衛局へ納品代金一一八円三九錢六厘ノ内物産会社ニテ請
			87,268	

鳩方勘定
貸金勘定

10,150.00

取タル金三一円〇二銭八厘引去リ残高
第十二月卅一日鳩方差引残高貸越

13,270.00

山田三井銀行へ貸、大麻配達入費立換但シ物産会社ニテ払出シタル高

18.00

山一組へ立換金銃鉄蔵出シ入費

9,500.00

勝部本右エ門へ田并畑抵当ニテ貸金利足月別百円ニ付一円二〇銭ノ割期限九年十二月卅一日

140.00

小林秀知氏留守宅へ渡ス但シ十月廿一日七〇円並十二月十六日七〇円兩度ニ渡ス

100.00

鈴木重秋田出張ノ節同人へ別段貸ス村尾甚四郎へ公債証書買入ノ為メ渡金追々返却差引残高

71.00

中村亀吉へ貸金
新報局へ立換金大田原則孝へ渡ス

110.00

荒井啓助へ米因送り生糸為換前貸シ吉沢小倉林橋本岡本類焼ノ節貸金七人ニ付三〇円ノ割

150.00

横浜三井銀行へ貸金但シ佐々木八郎名前ノ公債証書ヲ以テ辻庄七ヨリ借用金利子同人へ渡ス

150.00

50.00

13,270.00

荷物方へ時貸シ

小林秀知氏へ時計代金立換

63,500.00

三越取立懸リ人員五名月給立換金
古谷竜三へ貸金但シ同人九州行旅費

347,766.00

遺払残金請取ル可キ高仮リニ此座へ入置ク

6.00

110,000.00

新報局但ノ仮リニ此座へ入置ク
秩禄公債証書面高八五〇円ノ利子未タ請取ラザル分仮リニ此座へ入置ク

横浜支店勘定

65,333.00

白米売買勘定

107,433.00

越前堀家作勘定

100.00

150.00

100.00

43,051.00

3,563.00

5,340.00

77,933.00

37,643.00

3,846.63

1,076.66

1,076.66

1,076.66

遺払残金請取ル可キ高仮リニ此座へ入置ク

秩禄公債証書面高八五〇円ノ利子未タ請取ラザル分仮リニ此座へ入置ク

第十二月卅一日迄横浜支店勘定差引残高即チ同支店へ貸越高

白米買入代金

越前堀貸長屋建築請負内金トシテ大工へ渡ス

同断

同断

越前堀蔵所ほの三番地区入費トシテ

越前堀四拾壱戸前倉敷十一月分請取ル

越前堀地代四軒分十一月分請取ル

東京地廻米買入ノ為メ十二月十八日ヨリ同卅一日マテ払出シ金高

入金之部

三井銀行 勘定 二、八〇〇・〇

諸向依頼 売買勘定 一〇〇・〇

八四・三五

第十二月卅一日当社銀行ト当座預ケ金勘定差引残高同銀行ヨリ借高
日報社ヨリ依頼ニテ買入約定セシ西
洋紙ノ前金トシテ預リ置ク
旧国産方ニテ取扱中諸方ヨリ依頼品
売却代金トシテ請取ル

一六・六五五

三井銀行ヨリ預リ金筑前米百五拾俵
売却代金預リ置ク

三、三五・四三

浅草蔵古米入札為致代金預リ置ク但
シ三井銀行ヨリ依頼

縮 三、九〇一・三三

内 一〇四・六九一

人参会社第壹号人參百貳拾七斤三分
貳厘抵当トシテ代金ノ七分ヲ貸渡
ス

旧国産方ビール代

一八・八九

旧国産方ニテ買入網糸代金但シ古口
右同断但シ新口

二四・七九

三三・三六

差引 三、一〇八・六四三

三井大元方 勘定 三、九〇〇・〇

京都府依頼 売買勘定 一九・六三

新報局勘定 六〇・七七

旧国産方 損益勘定 二、〇四一・〇一九

第十二月卅一日新報局勘定差引残高

旧国産方取扱中荷物方益金高但旧国
産方ヨリ引請タル分

三、〇七三

一、〇七三・〇三九

前同断唐方物益金高但シ同断

一八七・一〇四

前同断米方益金高但同断

一八四・八

前同断荷為換手数料但シ同断

八四・八四九

縮 七、四三三・六〇

前同断利足金但シ同断

一、三三・八九三

前同断島方益金但シ同断

六四・八〇八

旧国産方ニテ取扱中荷物方諸入費但
シ国産方ヨリ引請タル方(分)

六・一五九

前同断唐方ニテ諸入費但シ同断

一六・〇六六

前同断米方ニテ諸入費但シ同断

三三・三三

前同断店方ニテ諸入費但シ同断

一一・九六六

前同断臨時費トシテ払高但シ同断

三〇・〇

前同断賄費トシテ払高但シ同断

一、〇五三・一〇

前同断月給トシテ払高但シ同断

三三・七五

前同断修繕費トシテ払高但シ同断

五三・〇〇一

前同断利足払高但シ同断

一八九・三六

旧国産方ニテ取扱中島方入費トシテ
払金一七九円一三錢三厘外ニ物産会
社一〇円一二錢第十二月島方ニテ諸
入費トシテ払

三〇・〇

旧国産方引次ノ節小払金トシタル分
損金ニ立ル

三〇・三元

旧国産方第十一月分諸入費トシテ物
産会社ニテ払

三三・〇三

旧国産方ニテ三井銀行ヨリ借越高
三、一〇〇円ノ利足トシテ払

資 料 (安岡)

縮

三、五三三・三三六

差引

三、八六九・二七四

滯貸引当勘定

五〇〇

旧國產方
預り金勘定

一〇〇

五二・七三

一三三・三三四

一、三四・三三

一、四三・三三五

一、六六・一六六

三、五八〇

八・六三五

一四三・四三七

二五〇

八〇

八・三〇

三四

一〇

旧國產方ニテ取扱中諸方ヨリ受取りタル履札損金ニ立ル

九年中貸金ノ内滯貸ヘ引当トシテ益金ノ内ヨリ取除キ置ク

稻生露男地券抵当償却約定金預り置ク但シ旧國產方ヨリ引請ル

三井銀行ヨリ痛古米四拾式俵売却代金預り置ク但シ同断

丹羽正庸硝子売上并ニ利子四口トモ預ル但シ同断

愛智店ヨリ材木仕切金預り置ク但同断

輸出方ヨリ不用米売却代金預り置ク但シ同断

國產方限リ預金但シ同断

村井三四之助ヨリ貸金引当トシテ預り置ク但シ同断

山田三井銀行ヨリ天草手附金預ル

唐物方売品手附金頭ル但シ同断

揮司永造ヨリ預り金但シ同断

竹内常造ヨリ預り金但シ同断

吉田鉄五郎并ニ鈴木厩吉ヨリ預り置ク但シ同断

木田幾三郎ヨリ預り置ク但シ同断

井上音三郎預り置ク但シ同断

縮 九、〇八四・七三三

三井銀行流質
売捌勘定

一、二六九・三六

三三六

三三六・四七

一、三三・一九六

一〇・九五

一八・四〇

三・八三

三三・七七

三三・八三

一、八〇八・七五五

損益勘定

一、二八三

八三・六九五

浅草官庫ヨリ米代預り置ク但シ同断
箱館為換金預り置ク但シ同断

東京三井銀行流質売捌代金預り置ク
但シ旧國產方ヨリ引次ク

横浜三井銀行流質売捌代金預り置ク
但シ同断

三井銀行ヨリ預り五拾九号紺絨式拾
卷反此ヤール四百六拾六ヤール八分
五毛代金小山ヨリ請取ル

横浜三井銀行ヨリ預り式拾卷号島絨
八切此ヤール式百九拾式ヤール半代
金預ル

東京三井銀行ヨリ預り七拾七号白フ
ラネル卷反代金預り置ク

同行預リ紺軍艦絨卷反此ヤール式拾
三ヤールニ付八〇錢替ニテ代金預り
置ク

同行預リ黒絨式拾四ヤール卷間ニ付
百七拾五匁換ニテ代金預り置ク

同行預リ軍艦絨式拾八ヤール七分五
厘此間拾三間四合三勺卷間ニ付百五
拾五匁換ニテ代金預り置ク

山一組ヨリ依頼ノ鉄鉄六千八百四拾
三貫七百目売捌ノ銷売出シ益金

陸軍省納黄絨式拾式反此ヤール八分
八厘ノ益金六一円九五錢七厘青海平

一、二七・五五

八郎へ売却セシ申四号紺絨五反外ニ
六号紺絨六反ノ益金二〇円七三銭八
厘
八月九日ヨリ十二月卅一日迄洋銀高
一四万七一九七弗売買益金高八二セ
ント

一、二六・四一

九月限り六千九百石十二月限り千五
百石ノ売買益金二月限千五百石売附
ノ分平均相場違イ益一月限り五千八
百石平均相場違イ益金惣計高ノ内ヨ
リ諸入費并ニ石油損金引去リ残リ高

二、〇八五・〇七

先取会社ニテ約定セシ絨諸懸リ益金
并ニ洋〔銀〕相場違イ益金
米金地五百オンス買入大坂造幣寮へ
売上益金高

三、九七・七三

米金地売買口銭トシテ岩橋ヨリ三〇
〇円請取其外手数料

三、四八・

秩録公債証書面高四、三五〇円九年
分利子トシテ請取タル高

四、四二

石炭沓下目薬瓶ノ益金

一、七〇・七五

島方ニテ第十二月一日ヨリ同卅一日
迄諸口口銭トシテ請取タル高ノ内ヨ
リ諸入費引去リ残高

一、六三・五八

荷物方ニテ第十二月一日ヨリ同卅一
日迄益金高ノ内ヨリ諸入費引去リ残
リ高

一、五九・三九

陸軍省納メ蒸気機器ノ益金

八四・七三

勸商局依頼ニテ英国へ送り見本茶ノ
益金但シ洋銀相場違イノ益

六、三六・二〇

九州表ニテ買入米大藏省へ売上古米

四三三・六六

七二・四七

六三三・六三

締 一五、七元・三六

内 六三四・四二

五、五八

一、六三・六

七、五五

一三、〇三

三、〇六

三、八八

一、八三

三万〇〇式拾八石式斗五升五合同古
米式千八百拾式石七斗七升四合并ニ
新米式万〇四百五拾四石四斗ノ売買
益金高一万五七六二円二一銭七厘ノ
半高益金ナリ
沈没米ノ内濡米売却代金

本年中大藏省へ売上九州米并ニ諸懸
リ合計金高二万七七一五九円〇九
六厘ノ千分ノ三ノ割ヲ以テ口銭トシ
テ長崎支店へ渡スベキ高益金ニ立ル
九州米運送増賃老石ニ付三銭ノ割ヲ
以テ長崎支店ヨリ預リタル益金高二
立ル

第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄諸
雑費トシテ払高

第七月一日ヨリ同十二月卅一日迄諸
高トシテ払高

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄地代
トシテ払高

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄人力
車賃トシテ払高

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄郵便
税トシテ払高

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄電信
料トシテ払高

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄旅費
トシテ払高

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄車力

貸トシテ払高

五五・三三

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄接待費トシテ払高

二、九五・一五七

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄月給トシテ払高

三三・九三

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄印紙税トシテ払高

三・四七三

第七月一日ヨリ十二月卅一日迄人足賃トシテ払高

一一、三五・三四一

種紙買入ノ損金

一、〇六・七六八

利息払高ト受取高トノ差引不足金
本年中貸金ノ内滞金ヘ引当トシテ別段預置ニ付益ノ内ヨリ出ス

五〇〇・

本年中三池勘定差引残金損金ニ立ル

縮

七、八七・三九四

旧國産方資本金ナリ

差引

七、九二・九二二

兜町蔵敷料預ル

勘

六、三四・三五六

福原実氏ヨリ預リ金但シ先収会社ヨリ引次

一五・

田中房吉ヨリ預ル

九、〇〇〇・〇〇〇

難波舟平ヨリ預リ金但シ利足年老割唯武武郎ヨリ銀座四丁目拾六番地貸家敷金預ル

五〇一・一七

三井銀行ト九州米用トシテ請払金差引残高同行へ返スベキ分但シ古米三

四、〇〇〇・

万石并新米式万石売買残金ナリ
東京地廻リ米買入代金内トシテ三井銀行ヨリ預ル

四、六四・〇四四

旧先収会社ヨリ預リ残金

一三、七〇七・三五

矢野次郎ヨリ預リ金
竹八ヨリ預金

一四〇・

三越ヨリ金モール売上代金預リ置ク
木村正幹ヨリ預リ金残り

二、五〇七・六四四

遠藤大三郎ヨリ預リ金
荒井啓助生糸仕切前貸金ヘ引当トシテ預リ置ク

三三・

前同断洋七、〇〇〇弗預リ但シ六拾匁老分五厘換ニテ
拜司永造ヨリ預ル

七、〇一五・五〇

日下義雄ヨリ預リ洋二、三〇五弗四分七厘売却代金預リ置ク但シ五拾八匁四分換ナリ

二、四三・九六一

日報社へ払フベキ印刷料其他老時此座へ預リ置ク

一八三・三三

横浜支店ヨリ預リ置ク但シ同支店ニテ立換蚕種紙諸懸リナリ

一九・九六六

沈没米損金預リ置ク

一、三三・二〇

九州米式万石余運賃長崎支店へ渡スベキ分預リ置ク

五、一一三・六〇

入金物計 一六、〇七・六八八

縮 三、七九・六三六

明治九年十二月卅一日

三井物産会社の第一回の決算は明治九年末に行なわれた。決算書は「明治九年第十二月卅一日惣勘定書」と「明治九年第十二月卅一日惣勘定巨細書」からなっている。惣勘定書は、「入金之部」と「入金之部」からなっていて、前者は資産、後者は資本・負債および純益をかきあげており、双方の合計額は一致している。巨細書は惣勘定書と同一科目と同一の金額をかきあげているが、各科目にかなり詳しい内訳が書かれている。従って、決算の内容を検討するには、巨細書のみによればよいわけである。

出金之部一六万二〇二七円余のうち、大きい金額の科目は、長崎支店勘定四五、八〇一円、米買入勘定二一、八四六円、貸金勘定二〇、〇四九円、九州米手附金勘定一八、七六二円、不動産勘定一一、一〇七円、旧国産方貸金勘定一一、六四八円などとなっている。長崎支店への金額は、営業資金の貸付けであり、多忙のため精算できず、貸借の残高が計上されたものである。長崎支店は三池石炭の上海への積出し、輸出米および九州買入米の受けわたしなどを行なっている、米取引関係の資産は多額にのぼっている。米買入勘定、九州米手附金のほかに、限月米敷金四、八五〇円、秋田米勘定二五五円、仙台米勘定一五〇円(この二勘定科目は米買付費用である)、白米売買勘定二〇七円がある。貸金勘定のうちの大口は、勝部本右衛門への貸金九、五〇〇円と、荒井啓助への「米国送り生糸前貸シ」八、六二五円である。このなかに、「横浜三井銀行へ貸金、但シ佐々木八郎名前ノ公債証書ヲ以テ辻庄七ヨリ借用利子同人へ渡ス」

の四八円余がある。明治二十年の三池炭鉱下げのときの落札者佐々木八郎の名前があり興味をひく。旧国産方勘定は、商品引当の貸金が多く、その品目は、茶・反物・銑鉄・寒天・大麻などである。単なる貸付もかなりの件数にのぼっている。内容的には、旧国産方勘定は、さきの貸金勘定と同様の性格とみられる。出金之部のなかで注目されるのは、諸買入勘定、越前堀家作勘定のようにその勘定のなかで差引計算がなされていることである。これは後述の入金の部でも同様である。

つぎに、「入金之部」を検討してみよう。まず、大きい金額からみると、三井銀行勘定一一、八〇〇円、三井大元方勘定二二、九〇〇円、旧国産方預り金勘定九、〇八四円、損益勘定七、九二二円、島方資本金勘定六、二二四円、預り金勘定九三、七二九円などである。三井銀行勘定は、当座預け金勘定の差引借り高である。三井物産会社は無資本で創立され、三井銀行から五万円限度の借越しができるだけの条件であったといわれていたが、その範囲内の貸借である。しかし、三井大元方より明治十年から十か年賦無利足の二二、九〇〇円を借り入れていることは、実質的には無資本ではなかったことを示している。既述のように、三井物産会社が三井一族による事業であったら、破産した場合には、損失の責任が三井銀行や大元方へ及ぶから、物産の創立者を三井一族から分籍自立した三井武之助・同義之助の二名とし、彼らに全責任を負わせ、三井一族からは資本を渡さなかったのであるが、ここにみられるように実質的には、三井銀行・三井大元方からの借入金としていたと

考えてよからう。また「旧国産方資本金」一六、二二四円が、島方資本金勘定として計上されている。損益勘定は、益金一五、七三九円に対し、諸費用七、八一七円が差引かれて、七、九二一円が計上されている。預り金は、個人からのものが、多件数ある。額の上では、東京地廻り米買入代金として三井銀行から預かった四五、〇〇〇円が大きく、ついで生糸仕切前貸金の引当てとして預った額も九千円余に達している。

『自叙益田孝翁伝』によると、総轄の彼が先収会社解散のときに得た数千円の金を三井物産会社の資金として提供したことになっているが、⁽¹⁾第一回の巨細書を見る限りでは、そうした事實はない。むしろ、副総轄の木村正幹の預り金二、五〇七円が記載されている。

旧国産方損益勘定をみると、「旧国産方取扱中荷物方益金高但シ旧国産方ヨリ引請タル分二、〇三一円のほか唐物方益金、米方益金、島方益金、荷為換手数料などが計上されている。旧国産方損益勘定の支出の側では、唐方、米方、店方、島方などの費用が計上されている。ここで、旧国産方には、すくなくとも、米方、島方、店方のほかに唐物方があったことが確認される。

以上第一回惣勘定書を検討してみても分ることは、三井組諸事業からの貸借の引継ぎをなしているのは当然であるが、若干の不動態と使用人たち以外に、先収会社からの引継ぎはないことである。⁽²⁾三井国産方と先収会社が合併して、あらたに三井物産会社が発足した、といった表現がよく用いられているが、それ

は不正確である。先収会社で働いていた連中が三井物産に雇用され、先収会社のもっていた陸軍ヘブランクットや羅紗を納品する特権を物産へもたらした、という程度のものであったようだ。益田孝は、「三井物産会社は全く新しく出来たもので、国産方は物産会社の創立に少しも関係がない」といつている。

しかし、勘定書を見れば国産方の営業を物産会社が引継いだことは明瞭であつて、事実上の主掌者が益田であつたことはたしかだが、彼の言は自分の立場を誇張しすぎて不正確である。とくに、「俸給から何から総て契約で、一切私が責任を負ふたのである。若しやり損ねても三井は免れることになつて居た。私は自分の財産も会社へ入れてしまつた。財産と云ふ程のものは無いが。」というのは、事実⁽³⁾に反する。三井物産会社の社主は、三井養之助、同武之助であり、益田は総轄ではあつたが、たんなる使用人で、破産しても益田が責任を負うのではなく、三井兩名が負うことになつていた。組約条や三井一族と養之助、武之助兩名との盟約書を見れば、このことは一目瞭然である。

なお、最後にこの決算書の形式について一言しておこう。この決算書は、貸借対照表のなかの諸勘定科目のうち、損益を生ずる科目ごとに計算をしている。また、貸借についても同様である。決算書全体としては、貸借対照表であるが、そのなかに損益計算書が含まれた形になつてゐるのである。宝永七年（一七一〇）以降、三井大元方の決算簿大元方勘定目録では、⁽⁴⁾貸借対照表と損益計算書は、はっきり区別されており、明治九年のころも、同一の原理を踏襲してゐた。この点で、三井物産会社第

一回決算書は三井組の帳合法と別の系譜に属するように感ぜられる。それは先収会社のとつていた帳合帳であらうか。この点は現在のところ、断定は困難である。

注(1)(4) 三井文庫所蔵文書

(2) 佐々木誠治、前掲論文、五一ページ

(3) 安岡前掲論文、一〇八、一一六ページ

(5) 『自敘益田孝翁伝』一六九、一七三ページ

(6) 加藤幸三郎、前掲論文一四八ページ

(7) 安岡重明「三井家初期の大元方勘定目録」(大阪歴史

学近世史部会編『近世史研究』第四〇号、一九六六年)

(8) 安岡重明「明治中期の三井組大元方勘定目録」(未発

表)

(一九六七年八月一六日稿)